

戸田市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、市が行う電力の調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格の判定に際し、小売電気事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、市で定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(適用範囲)

第3条 本方針は、市が競争入札等により電気を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札等参加資格の要件)

第5条 前条で定める評価項目について、別表「戸田市環境に配慮した電力調達評価基準」(以下「評価基準」という。)により算定した得点の合計が70点以上である電気事業者が、市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格を有するものとする。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の競争入札等に参加を希望する電気事業者は、第4条で定める評価項目について、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を「戸田市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)に記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された様式の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、環境経済部環境課において行う。

(その他)

第8条 競争入札等により電力を調達する際、特段の事由があれば、本方針を適用せずに電力を調達できるものとする。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年6月13日から施行する。

別表（第5条関係）

戸田市環境に配慮した電力調達評価基準

基本項目	区分	配点
1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（注1） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.525 未満	35
	0.525 以上 0.550 未満	30
	0.550 以上 0.575 未満	25
	0.575 以上 0.600 未満	20
	0.600 以上	0
未利用エネルギー活用状況（注2）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
再生可能エネルギー導入状況（注3）	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
加 点 項 目	区 分	配 点
需要家に対する省エネルギーに関する 情報提供、簡易的なデマンド・リスポ ンス（以下、「DR」という）の取組及び 地域における持続的な再生可能エネル ギー電気の創出・利用に向けた取組（注 4）	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注1) 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。))に基づき環境大臣及び経済産業大臣が直近に公表したものをいう。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電力事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

(注2) (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を、直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式) 未利用エネルギーの活用状況(%) = $\frac{\text{送電端}}{\text{需要端}} \times 100$

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

工場等の廃熱又は排圧

廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。))第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。

高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

未利用エネルギーの実測による燃料時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注3) (1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の から に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。ただし、 から の再生可能エネルギー電気の利用量は直近年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

直近年度の自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端)(kWh)

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)量(kWh)

Jクレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(算定方式)

直近年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)

= $(\text{A} + \text{B} + \text{C} + \text{D}) \div \text{E} \times 100$

(2) 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の

対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

(3) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

(注4) 「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なDRの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」とは、需要家の省エネルギー促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から次に掲げる取組をいう。

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うことなど）

需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること（例：電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うことなど）

地産地消の再生可能エネルギーに関する再生可能エネルギー電力メニューを設定していること

発電所の指定が可能な再生可能エネルギー電力メニューを設定していること

様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）
戸田市長

所 在 地
会 社 名
代 表 者

戸田市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

「戸田市環境に配慮した電力調達評価基準」により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

環境配慮項目の数値及び回答

基本項目	数値等	
1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)(注1)	(kg-CO ₂ /kWh)	
未利用エネルギー活用状況	活用している	(%)
	活用していない	
再生可能エネルギー導入状況	導入している	(%)
	導入していない	
加点項目	回答	
需要家への省エネルギーに係る情報提供、 簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組及び 地域における再生可能エネルギーの創出・ 利用の取組	取り組んでいる	
	取り組んでいない	

(注1)事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものを)を記入してください。

問い合わせ先

部 署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	